

中札内村立診療所だよ便り No.12

診療所 医療事務担当

お問い合わせ 中札内村立診療所 TEL(67)2012
〒089-1332 中札内村西2条南3丁目23



明細書にある冬限定の「療養担当手当」とは？

皆さんこんにちは。今月は中札内診療所の医療事務スタッフからのお便りです。

来所されてすぐ左の窓口で、皆さんに最初にお会いしているのが私たちなんです。カウンターでは混んでいたり長くお待たせしたり、そんな中、いつもご協力いただきありがとうございます。

医療事務は今2人体制で、受付や会計、電話対応、社会保険や国民健康保険、介護保険等の請求などの業務を分担しています。医療費の事やそれ以外の困った事などがあれば、遠慮なくお声がけください。

今回は皆さんが会計で受け取る診療明細書のお話しです。診療明細書、冬期になると診療費が10円～20円ほど上がっている事にお気づきでしょうか？実はそれ、**【療養担当手当】**が理由なのです。

療養担当手当とは、**【暖房代】**のことで、国が定める健康保険の規則で、道内の医療機関では冬になると**外来**で毎月1回患者さんが来院された場合に算定しているものです。来院時に算定するものですので、電話診療、往診、訪問診療、オンライン診療では請求していません。



参考までに、診療報酬点数と金額は以下のようになります。

外来（通院）では	内科（歯科以外）	7点（1点10円なので70円、3割負担で20円）
	歯科・口腔外科など （歯医者さんの場合）	12点（120円、3割負担で40円）
入院では	診療科関係なく1日10点（100円、3割で30円） 1か月入院すると3割負担で1か月900円	

実はこの手当、北海道だけに認められているもので、雪の多い東北地方などでは適応されていません。

期間は**【11月1日～翌年4月30日】**までの期間です。

日差しのある時間が少し長くなりましたが、まだまだ寒い中札内村。診療所では温度管理していますが、もし院内が寒いと感じたら、遠慮なくスタッフにお声がけください。

春の暖かさが本当に待ち遠しいですね。

療養担当手当をはじめ、診療明細書には他にもいろいろな項目があります。これって何？と思った時は、お気軽に医療事務にご質問ください。



中札内村立診療所
公式HP

令和5年度 担当医の異動について

- 隔週火曜日やコロナ・インフルエンザワクチンを担当頂いた更別診療所のお二人の先生が、3月末で異動となります。一言いただきましたのでご紹介いたします。



猫本先生

2週に1回の外来とワクチン接種を担当させて頂きました。気が付けば1年といった感じで、十勝の四季折々の自然と、温かい村民の方々のお陰で、気持ちよく診療させて頂くことが出来ました。ありがとうございました！



重原先生

中札内村立診療所に隔週火曜日にお邪魔するようになって、もう1年が経つんですね！！コロナワクチンやインフルエンザワクチンでも中札内村の医療にかかわることが出来て、とても有意義な1年間でした。ありがとうございました。